

公益財団法人 福田記念財団
令和4年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人福田記念財団（以下「当財団」という）は、兵庫県内の高等学校を卒業し国内の4年制大学へ進学する優秀な生徒に対して奨学金援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、兵庫県内の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として返済の義務はありません
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします

3. 奨学生の応募資格

当財団の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者としてします。

- (1) 兵庫県内の高等学校に在籍する3年次の者
- (2) 向学心が高い者
- (3) 経済的に裕福とは言い難い者

※ 他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします

※ 奨学生として選考された方が4年制大学に進学しなかった場合には、その資格を喪失します

※ 各高等学校からの応募者数について制限はありません

4. 採用人数、奨学金の額及び給付の方法

(1) 4年間給付型奨学生 計40名程度

- ① 給付金額・・・入学一時金30万円 奨学金月額 6万円
- ② 給付の期間・・・4年間（大学1年生から4年生まで）
- ③ 給付の方法・・・奨学金は、2カ月毎の一定日に交付するものとします
（本人名義の銀行等の預金口座に入金します）

(2) コロナの影響による一時支援型奨学生 計90名程度

- ① 給付金額・・・奨学金月額 6万円
- ② 給付の期間・・・1年間（大学1年生時）
- ③ 給付の方法・・・後日連絡
（本人名義の銀行等の預金口座に入金します）

- ※ 補欠として数名の採用を予定しています
- ※ 補欠として採用された者は、奨学生が奨学生の資格を喪失した場合及び奨学生を辞退した場合にのみ採用されます
- ※ ②のコロナ影響支援型は、コロナの影響により就学が困難な方が増えたことによる一時的な支援制度であり、每期継続するものではありません
- ※ 「応募については、(1)4年間給付型奨学生、(2)一時支援型奨学金は選択制ではなく、財団内で応募書類、作文、面接等の選考結果により(1)(2)の奨学生を選考致します

5. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (2) 留年したとき ※
- (3) 退学したとき
- (4) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (6) 奨学金を必要としなくなったとき
- (7) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

※ 留年したときに奨学金を休止しますが、留年後に進級したときは奨学金の給付を再開します。②コロナの影響による一時支援型奨学生は1年間の支給の為該当しません

6. 手 続

(1) 必要書類

- ① 願書
- ② 所得を証明する資料（世帯主及びその配偶者）
- ③ 在学証明書
- ④ 作文（800字以内）： テーマ

「将来の自分のために、今、やっておきたいと思う事」

◆ 作文については下記事項に則り作成してください。

- I. 作文の書式はホームページに掲載している書式を使用(但し、パソコンがなくダウンロードが出来ない場合は要相談)
- II. 作文中に記載しない事項：学校名、氏名、その他個人の氏名
作文中に記載する事項：現在所属している学科(普通科、専門学科(音楽科・美術科・看護科・生物工学科等)等)、進路希望

※家庭環境、その他諸事情等、伝えたいことがある場合は願書等の資料提出時にHP内のコメント欄にご記入ください。また、HP経由での申し込みが困難な場合は、別紙書面に状況を記載して提出してください

※所得制限はありませんが、より支援が必要な方に支援が行き届くように選考時には世帯所得を考慮致します

※選考については第一次選考として書類選考を行い、第一次選考通過者は第二次選考として面接を実施する予定です(WEB 会議システムを予定しております。)

※学校からの推薦状は必要ありません

(2) 提出方法

ホームページの応募ページに必要な情報の入力を行い必要な資料を提出して下さい。パソコンがなく、ホームページからの応募が出来ない方は、下記の「(4)提出先(連絡先)」宛てに郵送して下さい。

郵送する場合は、郵送の履歴が確認できるよう特定記録郵便、簡易書留等の郵送方法でお送り下さい。

(3) 提出期限

令和4年9月30日(金) (財団必着)

(4) 提出先 (連絡先)

〒662-8588

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

公益財団法人 福田記念財団 事務局

(5) 問い合わせ先

財団HPの「お問い合わせ」からご連絡ください

<https://fukuda-zaidan.jp/>

7. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、当財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、選考を通過した場合のみ本人に通知致します(選考を通過しなかった場合には本人に通知致しません)

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません

(3) 選考結果は年内を予定しておりますが、正式な選考結果開示時期が確定したらHP内で公表いたします

8. 奨学生の義務

奨学生は、当財団が奨学生交流会を開催した場合には、可能な限り出席しなければなりません。

以上